



豊監公表第7号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

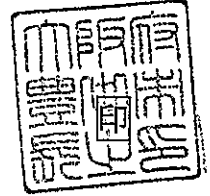
平成31年（2019年）4月26日

豊中市監査委員	酒	本	毅
同	相	間	佐基子
同	出	口	文子
同	北	之坊	晋次

平成31年(2019年) 3月22日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内繁樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘（要望）のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 指摘（要望）事項（委員監査実施日 平成30年12月25日）

市営駐車場にかかる土地建物について第3セクターである豊中都市管理株式会社が立替え取得したことに要した借入金の返済利息支払いのために、本市は18年間豊中都市管理株式会社にその返済の原資を支払っており、あと2年間支払わなければならない。この豊中都市管理株式会社の借入金の借入先は、豊中都市管理株式会社の株主である金融機関であるので、本市は株主として、金融機関と、豊中都市管理株式会社の借入金の繰り上げ返済について交渉されたい。

2 講じた措置の内容

豊中都市管理株式会社や金融機関等と交渉し、平成31年3月に補正予算として市議会の承認をいただきましたので、残りの残金について、平成30年度内に一括で繰り上げ返済を行う予定です。